

こども未来戦略（抄）

（令和5年12月22日閣議決定）

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付⁹とするとともに、**支給期間について高校生年代¹⁰まで延長**する¹¹。
児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第3子以降3万円**とする¹²。
これら、児童手当の抜本的拡充のための**所要の法案を次期通常国会に提出**し、2024年10月から実施する。その際、**児童手当の支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回**とする児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

9 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている（※）。これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

10 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

11 中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえた高校生の扶養控除との関係の整理については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）による。

12 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金（10万円）」について、2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の新たな給付として制度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。

くわえて、この新たな給付に伴走型相談支援と組み合わせて実施することを推進し、妊娠期からの切れ目ない支援を着実に実施する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、児童虐待による死亡事例（心中以外）の約半数が0歳児（うち25%は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。その際、アプリやSNSを活用した情報発信など、デジタル技術を積極的に活用する。

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児について、30対1から25対1への改善**を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
 - ② 2025年度以降、**1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。**
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、**民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。**
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、**事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告**することを求めるとともに、**報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。**

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。**
- 具体的には、**2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施**できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出**する。
- 2025年度からの制度化に向けて、**2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。**
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分の引上げ等を、2024年度から行う。

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この**目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む**とともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、**2024年度から常勤職員配置の改善**などを図る。

参考資料

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 **1兆5,246億円** (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																											
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																											
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																											
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																											
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																											
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																											
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)																																																											
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当特例給付(所得制限以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当特例給付(所得制限以下)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当特例給付(所得制限以上)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当特例給付(所得制限以下)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満	児童手当特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	児童手当特例給付(所得制限以下)			2/3	1/3	3歳以降	児童手当特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10	児童手当特例給付(所得制限以下)			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td>2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	地方	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10	3歳以降	1/3		1/3	4/9	2/9	所属庁 10/10
	被用者		非被用者		公務員																																																								
	事業主	国	国	地方																																																									
3歳未満	児童手当特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																							
	児童手当特例給付(所得制限以下)			2/3	1/3																																																								
3歳以降	児童手当特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																							
	児童手当特例給付(所得制限以下)			2/3	1/3																																																								
	被用者		非被用者		公務員																																																								
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国		地方																																																							
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10																																																							
3歳以降	1/3		1/3	4/9	2/9	所属庁 10/10																																																							

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

※生活保護制度においては、児童手当の多子加算の拡充分については、収入認定除外とされる見込み。

<妊娠出産子育て支援交付金>
令和6年度予算案

624億円 (370億円) ※ ()内は前年度当初予算額

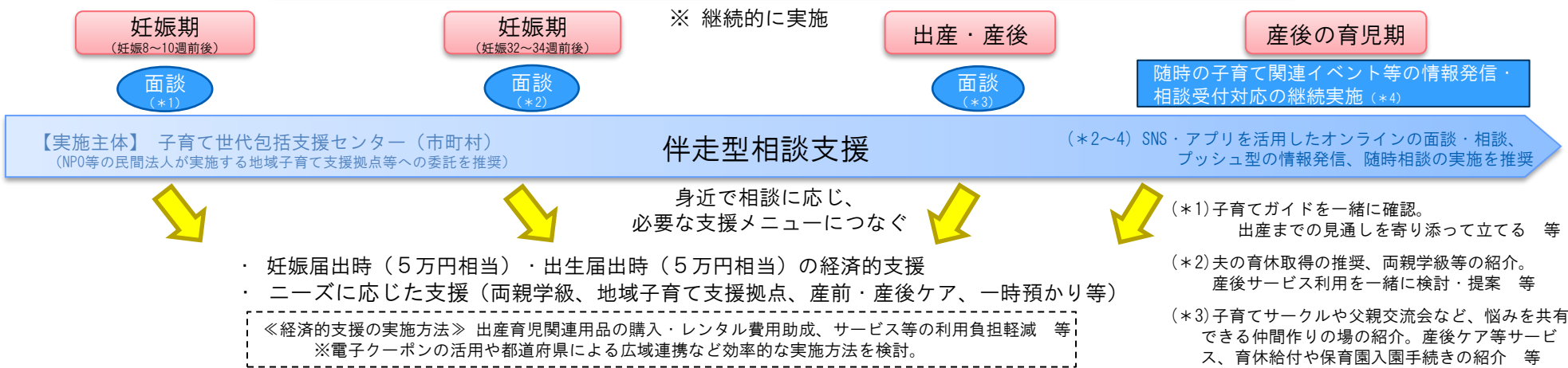
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月~令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

5 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

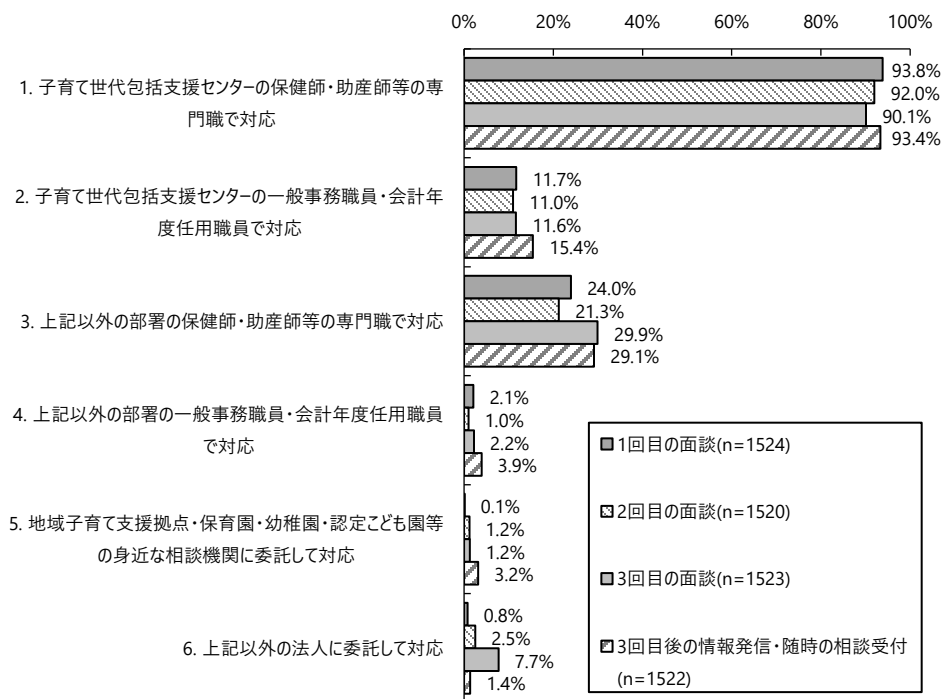
出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

アンケート調査概要

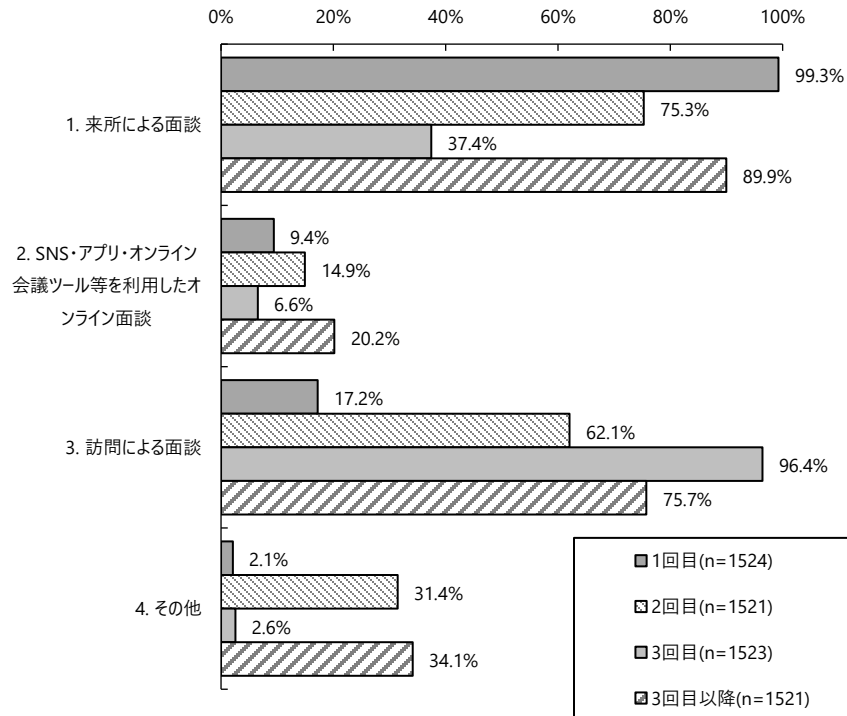
- 調査対象：全市町村（1,741自治体）
- 調査方法：電子メールにより調査票を送付・回収
- 調査時点：令和5年4月1日時点
- 現時点の有効回答数：1,529自治体

アンケート調査結果（1/2）

① 伴走型相談支援の実施体制



② 伴走型相談支援の実施方法



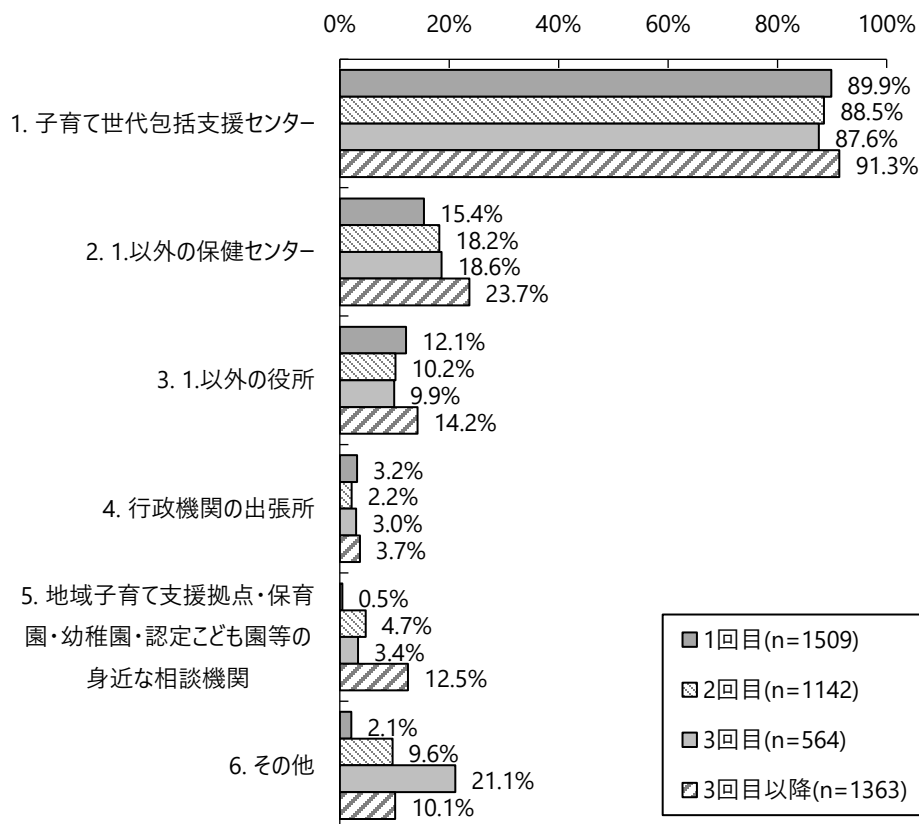
(※) 株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

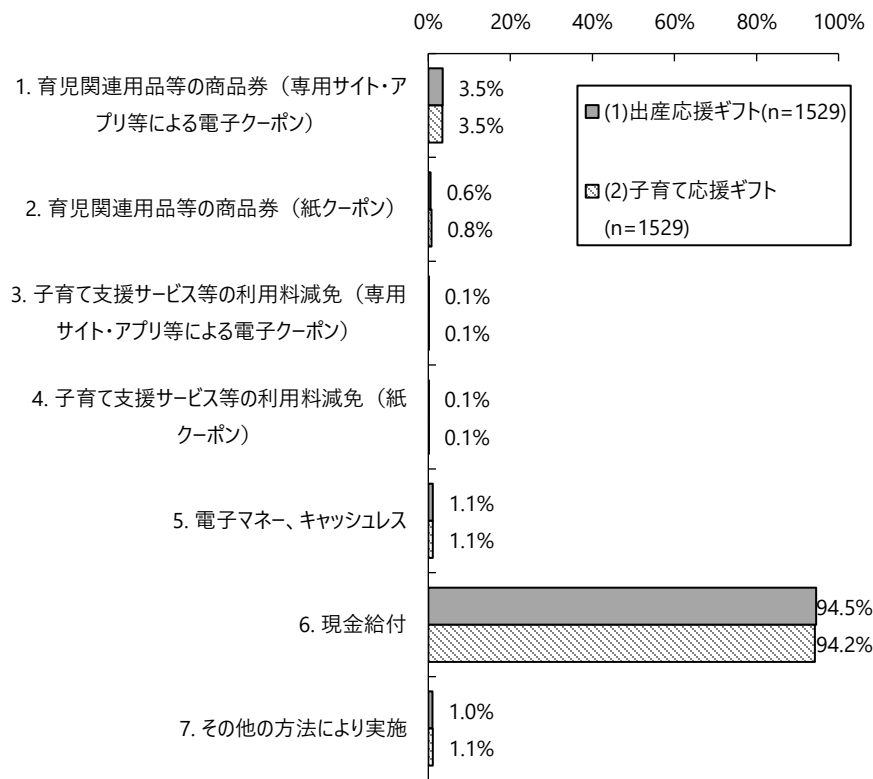
アンケート調査結果（2/2）

③ 伴走型相談支援の面談の実施場所

（②で来所による面談を実施と回答の自治体のみ回答）



④ 経済的支援の支給形態・方法



（※）株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

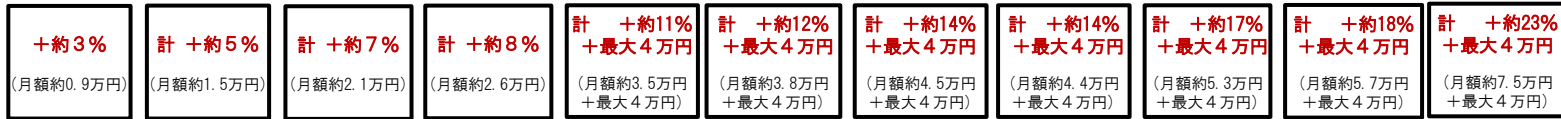
【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

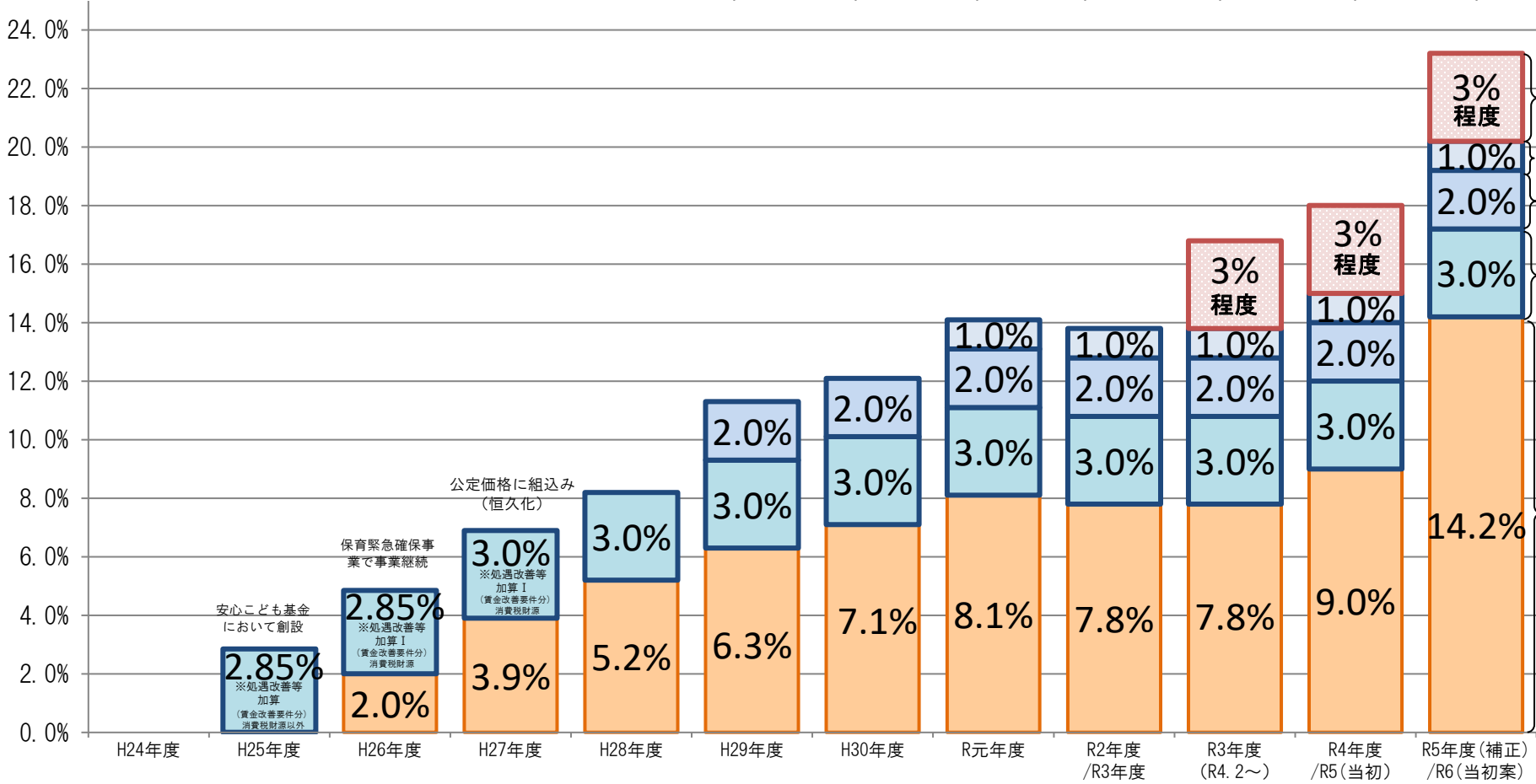
※事業主拠出金充当後の負担割合

保育士等の処遇改善の推移



(改善率)

技能・経験に着目した更なる処遇改善 (処遇改善等加算Ⅱ)



- 3%程度: コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (処遇改善等加算Ⅲ)
- 1.0%: 新しい経済政策パッケージ (R元~) (消費税財源)
- 2.0%: 0.3兆円超メニュー
- 3.0%: 0.7兆円メニュー (消費税財源)
- 人事院勧告に準拠した改善 (各年度内訳)
 - H26 : +2.0%
 - H27 : +1.9%
 - H28 : +1.3%
 - H29 : +1.1%
 - H30 : +0.8%
 - R元 : +1.0%
 - R2 : ▲0.3%
 - R3 : 0.0%
 - R4(当初) : ▲0.9%
 - R4(補正) : +2.1%
 - R5 : +5.2%**

※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、**継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある**。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議**を開催し、**令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- **医療・介護分野においては**、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定子ども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が**適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保**するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

<制度改正のイメージ（案）>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報**を**都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
 - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告・届出を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告・届出、都道府県における確認・公表等の事務が**簡便かつ効率的に実施**できるよう、システム改修を実施。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付として「乳児等のための支援給付」（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- **ものや人への興味が広がる**とともに、**成長発達に資する豊かな経験をもたらす**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長につながる**
- 保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮できる**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**（※）
 - ・ 108自治体に内示（令和6年1月17日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※）
 - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

（※） 補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

（※） 令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって**内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

1. 施策の目的

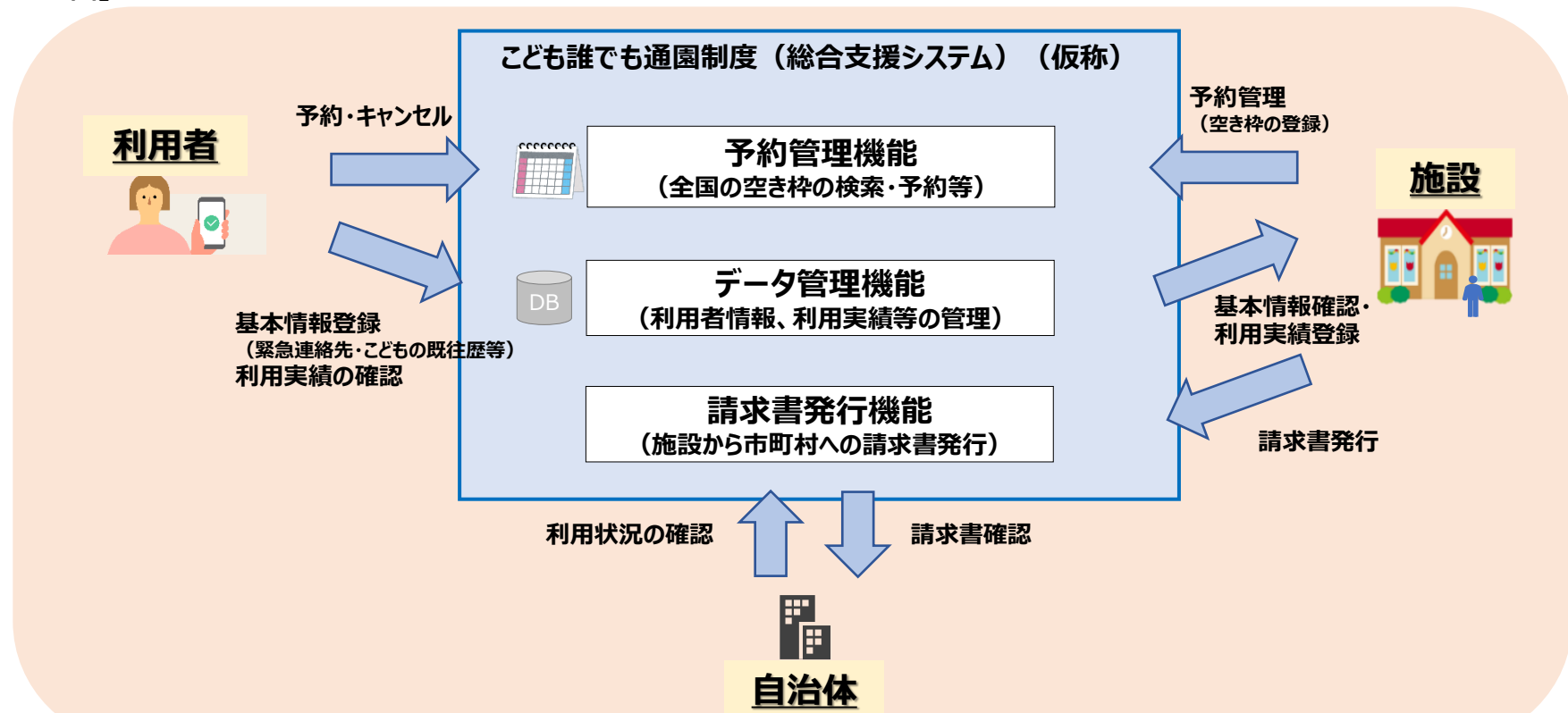
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



※令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業

実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 108自治体 】 ※令和6年1月17日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	茨城県 笠間市	41	東京都 杉並区	61	静岡県 富士市	81	和歌山県 紀美野町	101	長崎県 松浦市
2	北海道 函館市	22	茨城県 筑西市	42	東京都 多摩市	62	愛知県 名古屋市	82	鳥取県 鳥取市	102	長崎県 東彼杵町
3	北海道 旭川市	23	栃木県 宇都宮市	43	神奈川県 横浜市	63	愛知県 大府市	83	岡山県 岡山市	103	熊本県 熊本市
4	北海道 美幌町	24	栃木県 足利市	44	神奈川県 川崎市	64	愛知県 美浜町	84	岡山県 笠岡市	104	大分県 中津市
5	北海道 浦河町	25	栃木県 栃木市	45	神奈川県 相模原市	65	三重県 松阪市	85	岡山県 高梁市	105	大分県 臼杵市
6	北海道 別海町	26	栃木県 茂木町	46	神奈川県 厚木市	66	滋賀県 米原市	86	岡山県 鏡野町	106	大分県 杵築市
7	青森県 青森市	27	群馬県 前橋市	47	新潟県 新潟市	67	京都府 京都市	87	広島県 広島市	107	大分県 姫島村
8	青森県 八戸市	28	群馬県 高崎市	48	新潟県 見附市	68	京都府 宇治市	88	広島県 呉市	108	沖縄県 浦添市
9	岩手県 盛岡市	29	群馬県 渋川市	49	新潟県 上越市	69	大阪府 大阪市	89	広島県 尾道市		※今後追加公募を予定している。
10	岩手県 一関市	30	埼玉県 さいたま市	50	新潟県 南魚沼市	70	大阪府 豊中市	90	広島県 福山市		
11	宮城県 仙台市	31	埼玉県 行田市	51	石川県 七尾市	71	大阪府 高槻市	91	山口県 防府市		
12	秋田県 湯沢市	32	埼玉県 鴻巣市	52	石川県 津幡町	72	大阪府 富田林市	92	香川県 多度津町		
13	山形県 山形市	33	埼玉県 志木市	53	福井県 福井市	73	大阪府 東大阪市	93	愛媛県 今治市		
14	福島県 福島市	34	千葉県 千葉市	54	山梨県 甲府市	74	兵庫県 神戸市	94	高知県 高知市		
15	福島県 郡山市	35	千葉県 市川市	55	長野県 長野市	75	兵庫県 姫路市	95	高知県 南国市		
16	福島県 白河市	36	千葉県 松戸市	56	長野県 飯田市	76	兵庫県 加西市	96	福岡県 北九州市		
17	福島県 南相馬市	37	千葉県 野田市	57	長野県 御代田町	77	兵庫県 養父市	97	福岡県 福岡市		
18	福島県 伊達市	38	千葉県 成田市	58	岐阜県 岐南町	78	兵庫県 南あわじ市	98	佐賀県 佐賀市		
19	福島県 南会津町	39	東京都 港区	59	静岡県 浜松市	79	奈良県 奈良市	99	佐賀県 唐津市		
20	茨城県 水戸市	40	東京都 中野区	60	静岡県 沼津市	80	和歌山県 海南市	100	佐賀県 有田町		

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】（令和5年度：7,037,000円）

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

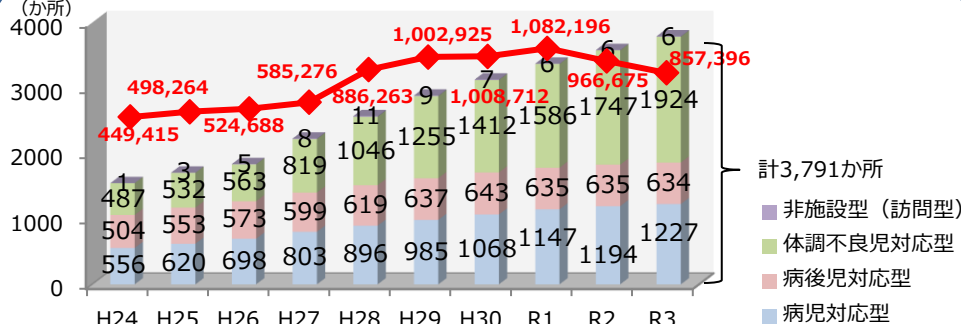
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

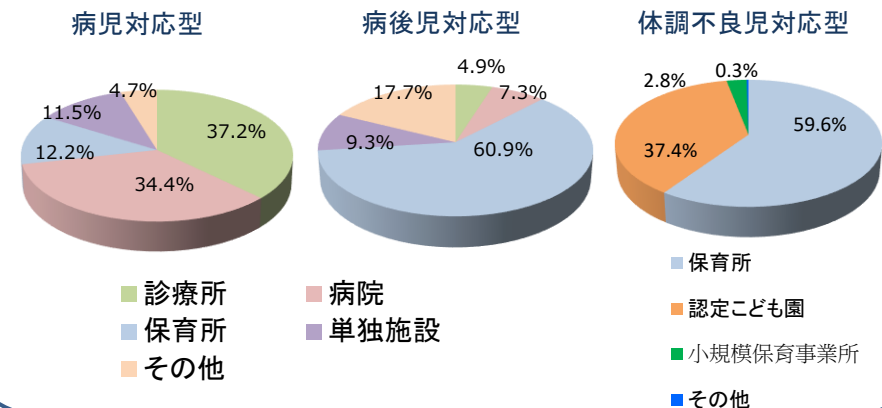
2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



【実施場所】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。（前年同月の延べ利用児童数を上限）

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を 2名以上配置（※） した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を 1名のみ配置 した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

0. 3兆円超の質の向上の主な事項の実施状況①

- いわゆる「0.3兆円超の事項」については、保育士等の処遇改善や栄養士の配置などを実施したほか、地域子育て支援機関としての事業など類似の補助事業の創設や、公定価格における対応も含め、時々の状況を踏まえた優先順位をつけつつ、毎年度の予算編成過程で財源を確保しながら対応を進めてきた。
- また、積み残しとなっていた1歳児や4・5歳児の職員配置基準の改善については、こども未来戦略の「加速化プラン」で実施することとしており、これにより、ほとんどのメニューで対応を行うめどが果たしたこととなり、全体として、当時のメニューとしてあげられた事項は概ね実施できている。
- 今後は、「加速化プラン」をスピード感をもって実行に移していく。その上で、実施状況や各種施策の効果等の検証を行いつつ、必要な事項の対応を行っていく。

1. 職員配置の改善

0. 3兆円超の質の向上事項	実施状況
4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	→今回、こども未来戦略に記載
1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	→今回、こども未来戦略に記載

2. 職員給与の改善

職員給与の改善2%(3%→5%)	これまで、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅲで6%(3%→9%)の改善、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱ(月額最大4万円)を実施
------------------	---

3. 施設長、栄養士、その他職員の配置

保育所について、施設長の配置を義務化	令和2年度に、施設長を基本分単価に算入(未配置は減算)。令和4年度実績で99%配置
半数の保育所で保育の周辺業務を行う保育支援者を配置	保育の周辺業務や補助を行う類似の補助事業を実施。令和4年度で延べ12,000施設で実施。
栄養士を配置(幼稚園:週5日、保育所等:週6日)	令和2年度に、非常勤栄養士を週3日まで措置済み
私立幼稚園等に保育料の徴収等を行う事務職員の配置	平成28年度より、大規模園(271名以上)に非常勤事務職員を1名加配。 令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化で、3歳以上の保育料の徴収事務が不要。

4. 地域の子育て支援

地域の子育て家庭に向けた活動費の引上げ	令和4年の法改正で「地域子育て相談機関」を整備し、令和6年度から施行。
障害児等を受け入れ、地域の関係機関との連携や相談対応等を行う場合の補助者の人件費の見直し	障害児への加配は平成30年度から地方交付税措置を400億円程度から880億円程度に拡充 令和4年の法改正で「地域子育て相談機関」を整備し、令和6年度から施行。
子育て支援を担う主任保育士を専任化	地域の子育て支援を担う主任保育士専任加算を設定。令和4年度実績で81%配置。

0. 3兆円超の質の向上の主な事項の実施状況②

5.地域子ども・子育て支援事業関係・社会的養護関係

0. 3兆円超の質の向上事項	実施状況
延長保育の充実(非常勤保育士1名を加配)	令和6年度より、1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げを実施予定。
放課後児童クラブ事業の充実(18時半を超えて開所するクラブに常勤1名を配置、常勤職員の処遇改善、賃借料補助)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より18時半を超えて開所するクラブの常勤職員1名を配置するための追加的費用への支援事業を実施。 ・平成29年度から、常勤職員に対して勤続年数や研修実績等に応じた月額最大3万円の給与改善を実施するとともに、令和3年度より非常勤職員や事務職員も対象に給与の3%相当である月額9千円程度の給与改善の補助を実施。 ・平成27年度より賃借料の支援を実施。
利用者支援事業の充実(関係機関との連絡調整職員を配置、2中学校区に1箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より、子ども・子育て支援法上の利用者支援事業として、関係機関との連絡調整職員等を行う職員の配置費用を補助。 ・利用者支援事業の実施箇所数:3,141箇所(令和4年度) ・令和4年の法改正で「地域子育て相談機関」を整備し、令和6年度から施行。
学用品、通園費、給食費等の全額の補助(市町村民税非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品・通園費・副食費については、平成27年度から生活保護世帯に補助を実施。 ・さらに、副食費については、令和元年10月から年収360万円未満相当世帯に補助等を実施。
社会的養護の充実(自立支援担当職員の配置、職員給与の改善等)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等における自立支援担当職員の配置について令和2年度より措置費において補助等を実施。 ・児童養護施設等で働く職員の処遇改善については、平成29年度より5%を実施。さらに技能・経験に応じた月額最大4万円の給与改善(平成29年度)を実施するとともに、令和3年度より給与の3%相当である月額9千円程度の給与改善を実施。